

## 美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例

## 1 対象となる施設

- ① 教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)
  - ② 地域型保育事業(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)
- \* 平成27年4月からの新制度において市町村から①施設型給付費②地域型保育給付費を受け取ることができるようになります。

## 2 市町村の条例で定める基準

給付を受けるためには、市町村の条例で定める基準を満たす必要があるとされています。具体的には、

- ① 利用定員の定め方の基準
- ② 運営基準

について定めることとなっています。(子ども・子育て支援法第34・46条)

\* 設置認可は都道府県で運営基準の設定は市町村が行います。

## 3 従うべき基準と参酌すべき基準

具体的に市町村が条例を定めるに当たっては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)」に示す、

- ① 従うべき基準…特別な理由がなければ異なる基準を定めることができないもの
- ② 参酌すべき基準…国が示す事項を参考とし、地域の実情に合わせて独自の基準を定めることができるもの

のどちらかに分類されているのかを踏まえ、内容を検討することとされています。

## 4 美幌町の考え方

- ① 利用定員の定め方の基準→国の省令と異なる基準とすべき地域的特性などがいないため、国から示された基準に従って条例化することとしています。
- ② 運営基準→国の省令と異なる基準とすべき地域的特性などがいないため、国から示された基準に従って条例化することとしています。